

忘れずに「市・県民税の申告」 「所得税などの確定申告」

市では、1月4日から市・県民税申告の受け付けを実施しています。また、2月16日(木)から3月15日(水)まで所得税および復興特別所得税確定申告の受け付けを実施します。

担当 市民税課 ☎046(2552)8833 ☎046(2552)2550

市民税・県民税の申告

前年の状況から市・県民税の申告が必要と思われる方には、1月中旬に市・県民税の申告書を郵送しています。申告書が届いた方は、収入の有無にかかわらず提出してください。

- 申告をしないと、国民健康保険税や幼稚園・高等学校授業料負担などが軽減されなかったり、児童扶養手当などが受給できなかったりする場合があります。
- なお、所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出する場合は、申告書の提出が不要です。
- 次に該当する方で申告書が届かない方は、市役所2階市民税課または各出張所で申告書を受け取ってください。

市・県民税の申告が必要な方

● 給与以外に不動産・配当・

- 雑所得などの各種所得があり、所得税がかからない方
- 勤務先から座間市に給与支払報告書の提出がない給与所得者
- 給与所得以外の所得合計額が20万円以下の給与所得者
- 「公的年金等」の収入金額が400万円以下で、「公的年金等」以外に20万円以下の所得(農業・不動産・一時所得など)がある方
- 2カ所以上から給与の支払いを受けており、確定申告の必要がない方
- 前年に退職し、再就職しておらず、確定申告をしていない方
- 雑損(火災、盗難など)、医療費、生命保険料などの控除を受ける方
- 前年に収入がなく、税法上の扶養親族(年齢に関係なく年間の所得が38万円以下)になっていない方

市・県民税の申告方法

必要なもの

- 市外在住者の扶養親族で前年に収入がない方
- 国民健康保険に加入する前年に収入がない方

- 申告書と印(認め印可)
- マイナンバー(個人番号)の分かるもの(マイナンバーカード(個人番号カード)の写しなど)、身元確認書類(運転免許証の写しなど)
- 収入を証明する書類(源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など)
- 生命・地震保険料などの控除を受ける場合はその控除証明書
- 社会保険料(国民健康保険税など)の支払領収書(国民年金保険料は控除証明書など)
- 障害者控除を受ける場合は身体障害者・療育手帳など

提出方法

◆持参の場合

午前8時30分～午後5時

15分に市役所2階市民税課(10番窓口)へ。
郵送の場合

所得税および復興特別所得税の確定申告

給与から源泉徴収された税金などが、年間所得金額から計算した所得税額および復興特別所得税額よりも多いときは、確定申告をすることによって、納め過ぎとなっている所得税および復興特別所得税の還付を受けることができます。

大和税務署、市役所2階市民税課、各出張所で配布する確定申告書(国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロード可)に必要事項を記入し提出してください。

◆マイナンバーの確認

平成28年分の確定申告には、マイナンバーが必要で、申告書提出する際には、マイナンバーおよび本人確認を行いますので、マイナンバーの分かるものおよび身元確認書類をご用意ください。

大和税務署での確定申告

平成28年分の①所得税および復興特別所得税②個人事業者の消費税および地方消費税③贈与税の確定申告の提出・納付・相談は、次

談を実施します。詳しくは、本紙平成29年1月15日号をご覧ください。担当へお問い合わせください。

○とき 2月16日(木) 3月15日(水)▽第一部 午前9時～10時15分▽第二部 午前10時15分～11時30分▽第三部 午後1時～2時15分▽第四部 午後2時15分～3時30分(土曜・日曜日、祝日を除く)

○ところ 市役所5階5-1会議室

○定員 1日120人

○持ち物 マイナンバーの分かるもの、身元確認書類、源泉徴収票、各種控除証明書、医療費の領収書・銀行口座番号(本人名義)が分かるもの、印など

○予約方法 2月3日(金) 3月15日(水) 午前9時30分～午後3時30分(土曜・日曜日、祝・休日を除く)に予約専用ダイヤル ☎046(252)830へ

市役所での確定申告

平成28年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の提出は、次の通りです。

○とき 2月16日(木) 3月15日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

○ところ 市役所5階5-1会議室

市役所での確定申告相談

事前予約制の確定申告相

場合は、切手を貼り返信先(確定申告書に記入した住所と氏名)を記入した返信用封筒を同封してください。なお、通信日付(消印日付)が提出日となります。

○とき 2月16日(木) 3月15日(水)▽第一部 午前9時～10時15分▽第二部 午前10時15分～11時30分▽第三部 午後1時～2時15分▽第四部 午後2時15分～3時30分(土曜・日曜日、祝日を除く)

電子申告「e-Tax」

自宅のパソコンなどを利用してe-Taxホームページ(http://www.e-tax.n ta.go.jp)から電子申告が

できます。

e-Taxの利用には、ICカードリーダー/ライターの他、電子証明書が必要となるので、マイナンバーカードを使用するか、市役所1階戸籍住民課で「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書(3年間有効)を取得してください。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

大和税務署

○住所 〒242-1856 大和市中中央5-14-22
○電話 ☎046(262)9411
※車での上署はご遠慮ください。

